

「皇室典範」と女系天皇制問題

桜井 大子

私たちが住むこの国には「皇室典範」という妙な名称の法律がある。辞書的解釈では、「典範」とは「手本となる正しい事柄。また、それを定めたおきて」（広辞苑）となる。定義通りに読めば、「皇室典範」とは皇室のあるべき姿を定めた「掟」といったところか。この古めかしい名称の法律は、「皇位継承」「皇族」「摂政」「青年、敬称、即位の礼、大喪の礼、皇統譜及び陵墓」「皇室会議」について細かく定めている。この法律の存在に、この国がまぎれもなく非民主的な天皇制の国であることを実感させられるのだ。

「皇位継承者」不在問題に悩む天皇制は、この法律の改「正」をめぐり、一年以上も（実際はずっと長きにわたって）国会の内外で紛糾を続けてきた。そして、今年二月七日の秋篠宮妃の妊娠発表で、政府による「女帝・女系」容認の改「正」案はとりあえず留保。一年間かけて論議したらしい、小泉首相の私的諮問機関「皇室典範に関する有識者会議」の報告も、内閣官房内に設置された「皇室典範改正準備室」の「努力」も、一皇族の妊娠で無力にも国会から押し出されてしまった。

すべての天皇主義者は、秋篠宮妃の子宮に注目し、「男系・男子」主義継続の可能性の前で、ただ息を潜めているのだ。

◆「皇室典範」存在の意味◆

私は、このような天皇状況や、条文の一つひとつについてキチンと批判するべきであると思う。だが同時に、そもそもなぜこの法律が必要なのか、明治国家成立時に制定され、当時は憲法と横並びにあった「皇室典範」が、なぜ敗戦後も法律となっておりつづけているのか、私たちがこのことに大いにこだわるべき時であるとも思うのだ。

「皇室典範」とは、皇族のいわば「家法」ともいうべき「掟」である。それが一国の法律として存在していることの意味（問題）を、私たちは再度、捉え返すべきなのだ。個人的な生活上の詳細な事柄、たとえば結婚制度の是非論を無視した結婚や離婚、家父长制問題を無視した次期家長（天皇）の決定等々を、皇族は法律で規定されている。この法律が皇族の基本的人権の侵害であるとの見方が

よくなされるが、そこにはその一言では片づけられない問題が置き去りにされている。それは、なぜそのような皇族を日本社会は必要としているのか、なぜ天皇制がありつづけているのか、という根本的な問題である。

いま、焦点となっている「女帝・女系」容認の天皇制とは、具体的には、皇太子夫婦の娘である敬宮愛子が天皇となり、その愛子の子供も天皇になれる天皇制のことである。そのためには、「皇室典範」第一章「皇位継承」第一条【資格】「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」の変更が必要となり、それともなう諸々の細かい「掟」の変更もでてくる。このような各論を始めた途端、どうしても「女帝・女系」天皇制の問題だけが表に出てくるし、関心もそちらに流れてしまう。だが、問題は天皇制の安定的継承を意図した「皇室典範改正」策動そのものなのであり、こんな法律を持つていること自体への問い返しの問題なのだ。

◆今後の政権と天皇制問題◆

一見沈静化しているかにみえる「皇室典範改正」問題をめぐる騒動は、決して終わったわけではなく私たちの前にあり続けている。国会で何らかの決着がつい

たとしても、この法律があり続ける根拠を問う、という問題はなくなりほしくないのだ。また、国会における決着はおそらくそんなに簡単にはつかないのではないか、というのが私の予想でもある。

「女帝・女系天皇」容認の「改正」案をとりあえず引つ込めている小泉政権は、秋篠宮家の男子出産を待つ、という状況に追い込まれている。そうでなければ、「男系・男子」を主張する伝統派とどこかで妥協点を見つけたか、伝統派を捨て去るか、いずれも困難な選択を余儀なく迫られることになる。だが、四歳になる皇太子の娘・愛子の存在は、政府にとっては無視できないファクターであるに違いない。天皇一族に人権なし、とは政府や右翼の本音としての常識であろうが、何らかの決着を急ぎたいところでもあろう。ポスト小泉政権がどのような天皇制を思考するかによって、この「皇室典範改正」問題の行方も違ってくるのかもしれないが、しかし、この「不安定」な現実を常に背負っていることに変更はない。

「女帝」でも「女系天皇」でも役に立つ天皇、その天皇を中心に回る国家を目指すという小泉的な単純さが、結局のところ一番安定的であり現在の的であり、なによりも、時代に合わせて変化するという天皇制の「伝統」を踏襲するものである。そこに落ち着く可能性は、政権が変

わろうともありつづける。家父長的な復古調天皇でいまの日本社会を象徴させられると考えているとは思えないし、また、象徴に合わせた社会づくりという倒錯を考えているとすれば、それこそ大変な話である。もちろん、伝統的右派に傾倒する議員たちは少なくなく、そして、彼らがそのような思惑を持っていることも事実だ。改憲の行方と連動していることを肝に銘じておきたい。

◆反天皇制の論理の再構築◆

私たちにとつて、「女帝・女系」の天皇制も、現行の「男系・男子」主義の天皇制も、各論的な違いはあるにせよ、根本的には何ら変わることはない廃止すべき天皇制でしかない。いま起こっている天皇現象、現行法では「安定的継承」が望めないという天皇制の憂鬱、その憂鬱を解消するための「女帝・女系」容認の府案と「男系・男子」主義天皇制のバトル、「救いの手」となった秋篠宮妃妊娠騒動に、惑わされている暇などないのだ。

これまで私たちは、すり切れるほどに使い込まれてきた反天皇制の論理、戦争・戦後責任問題、家制度・家父長制の問題、基本的人権や平等・平和主義に反するという基本的な問題を、主張し続けてきた。おそらく沢山の耳にタコができて

ている。だが、耳タコになってはいいても、実際は何一つ解決していないのだ。何一つ変えられないまま何度も繰り返すうちに、反天皇制の論理は、ありきたりの使い古されたものとしてうち捨てられつつあるような危機感を覚える。その論理を支える言葉たちを、私たちはどのように再構築していけるのか。天皇制社会のおかしさ、敗戦後、象徴天皇制として残したことの間違いを、新しく表現し直していくことの必要を、いまでも感じている。そしてその天皇制が、いま戦争をする新しい国づくりの土台になされようとしていることへの警鐘をならすためにも、声をあげ、同じように考える人たちと繋がっていきたい。私も参加する女性と天皇制研究会では、小さな試みとして、連名者を増やしつつ、繰りかえし「天皇制安泰のための法改『正』に反対します」の声明を出し続けている。ぜひ、一緒に声を上げてください。

詳細は、次のホームページへどうぞ。

<http://www.geocities.jp/jotenken/>

「女性と天皇制研究会」へのご連絡は、

FAX: 03-3368-3110

メール: jotenken@yahoo.co.jp

(さくくらい・だいこ、「女性と天皇制研究会」本会員)